## 第5節 海洋をめぐる動向

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、エネ ルギー資源の輸入を海上輸送に依存していることから、 海上交通の安全確保は国家存立のために死活的に重要な 課題である。また、国際社会にとっても、国際的な物流 を支える基盤としての海洋の安定的な利用の確保は、重 要な課題であると認識されている。

一方、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れな い独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、 または行動する事例がみられ、「公海自由の原則」が不当 に侵害される状況が生じている。また、中東地域におけ る船舶を対象とした攻撃事案などや、各地で発生してい る海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。

## 「公海自由の原則」などをめぐる動向

国連海洋法条約<sup>1</sup> (UNCLOS) は、公海における航行 の自由や上空飛行の自由の原則を定めている。しかし、 わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海をはじめとする海 空域などにおいては、中国が既存の国際秩序とは相容れ ない主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、また は行動する事例が多くみられるようになっており、これ らの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。 また、北朝鮮による、日本海や太平洋への度重なる弾道 ミサイル発射や、衛星打ち上げとする発射は、関連する 国連安保理決議に違反することはもとより、航空機や船 舶の安全確保の観点からも問題となりうるなど、わが国 や地域、国際社会の平和と安全を脅かすものである。

□ 参照 3章2節2項6(海空域における活動)、3章4節1項 3 (大量破壊兵器・ミサイル戦力)

こうした海洋や空の安定的利用の確保に対するリスク となるような行動事例が多数みられる一方で、近年、海 洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組 も進展している。

多国間の取組として、2014年4月、日米中を含む西太 平洋海軍シンポジウム (WPNS) 参加国海軍は、各国海 軍の艦艇や航空機が予期せず遭遇した際の行動基準 (安

全のための手順や通信方法など)を定めた「洋上で不慮 の遭遇をした場合の行動基準<sup>2</sup>(CUES)」について一致 した。また、同年11月、米中両国は、軍事活動にかかる 相互通報措置とともに、CUESなどに基づく海空域での 衝突回避のための行動原則について合意したほか、 2015年9月には、航空での衝突回避のための行動原則 を定めた追加の付属書に関する合意を発表した。さらに、 ASEANと中国との間では、「南シナ海に関する行動規 範(COC) | の策定に向けた公式協議が行われてきてお り、2023年7月には、ASEAN・中国外相会議の場で「実 効的で実質的なCOCの早期妥結を加速させるためのガ イドライン | が採択された。

わが国と中国との間では、2018年6月に「日中防衛当 局間の海空連絡メカニズム」の運用を開始した。

こうした、海洋や空における不測の事態を回避・防止 するための取組が、既存の国際秩序を補完し、今後、中 国を含む関係各国は緊張を高める一方的な行動を慎み、 法の支配の原則に基づき行動することが強く期待されて いる。

Ⅲ部3章1節2項14(中国)

## 海洋安全保障をめぐる各国の取組

## (1) 中東地域における海洋安全保障

中東地域においては、近年、船舶を対象とした攻撃事 案などが断続的に発生している。

特に、2023年10月のイスラエル・パレスチナ武装勢 力間の衝突以降、紅海を含むアラビア半島周辺海域にお いては、民間の商船への攻撃事案などが発生している。

<sup>「</sup>国連海洋法条約 (UNCLOS)」(正式名称 「海洋法に関する国際連合条約」) は、海洋法秩序に関する包括的な条約として 1982年に採択され、1994年に発 効した(わが国は1996年に締結)。

本行動基準は法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。